

## □注記（一般会計等）

### ■重要な会計方針

会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
1 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法	
①有形固定資産・・・取得価額  ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、以下のとおりです。 ・取得価額が不明なものについては、再調達価額での評価を行いました。 ・昭和59年度以前に取得した道路・橋梁は、備忘価額1円での評価を行いました。	
②無形固定資産・・・取得価額  ただし、ソフトウェアの開始時の評価基準及び評価方法については、過去に遡って算出することが困難なため、5年間の開発費等の累計額での評価を行いました。	
2 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法	
①満期保有目的有価証券・・・償却原価法（定額法） ②満期保有目的以外の有価証券 ・市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格 ・市場価格のないもの・・・取得価額 ③出資金 ・市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格 ・市場価格のないもの・・・取得価額	
3 有形固定資産等の減価償却の方法	
①有形固定資産・・・定額法  なお、償却資産に係る耐用年数については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に従うこととしています。 ②無形固定資産・・・定額法	
4 引当金の計上基準及び算定方法	
①徴収不能引当金  長期延滞債権、長期貸付金及び未収金等について、過去5年間の平均不納欠損率により、計上しています。 ②退職手当引当金  当年度末において在籍する全職員における自己都合要支給額を計上しています。 ③賞与引当金  在籍者に対する翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額について、それぞれの本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。 ④損失補償等引当金  履行すべき額が確定していない損失保証債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。 ⑤投資損失引当金	

市場価格にない投資及び出資金の内、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

大田区は、投資損失引当金はありません。

#### 5 リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、原則として通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理とし、それ以外のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理としています。

#### 6 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金、要求払預金）及び現金同等物（出納整理期間中の取引により発生する資金の受払含む）を資金の範囲とします。

#### 7 端数処理

表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

#### 8 その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

##### ①物品の計上

取得価額が100万円（美術品は300万円）を超える場合に資産として計上しています。

##### ②インフラ資産の計上

道路台帳については現在整備中であるため、「東京都道路現況調査」を基礎として開始時における道路（土地・工作物）の取得価額等を算出しています。

## ■重要な後発事象

該当する事象はありません。

## ■偶発債務

保証債務及び損失保証債務負担の状況

団体名	確定債務額	履行すべき額未確定		総額
		引当金計上額	貸借対照表未計上	
大田区土地開発公社	0円	0円	7,807百万円	7,807百万円

※平成30年度 債務保証枠 事業資金5,000百万円及び利子相当額

## ■追加情報

### 1 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

#### ①一般会計等と普通会計の対象範囲

差異はありません。

②地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間を設けている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって会計年度末の係数としています。

#### ③地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	-3.5%	—

#### ④繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費（一般会計） 572 百万円

## 2 貸借対照表に係る事項

### ①売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

範囲：すべての普通財産

事業用資産 23,932 百万円

　土地 21,699 百万円

　建物 2,206 百万円

　工作物 27 百万円

インフラ資産 11 百万円

　土地 10 百万円

　工作物 1 百万円

### ②減債基金に係る積み立て不足の有無と不足額

区において積立不足はありません。

### ③基金繰入金（繰替運用）

区において繰替運用はありません。

### ④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は次のとおりです。

標準財政規模 158,843 百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 12,374 百万円

将来負担額 73,582 百万円

充当可能基金額 135,957 百万円

特定財源見込額 0 百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 116,857 百万円

### ⑤ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当はありません。

## 3 純資産変動計算書に係る事項

### ①純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

#### □ 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

#### □ 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

## 4 資金収支計算書に係る事項

### ①基礎的財政収支

6,959 百万円

### ②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	255,654 百万円	245,455 百万円
↓ 前年度末資金残高（繰越金）	△3,914 百万円	—
↓ 条例による財政基金への積立て	—	3,174 百万円
資金収支計算書	251,740 百万円	248,629 百万円

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

<u>業務活動収支</u>	<u>24,435 百万円</u>
投資活動収入の国県等補助金収入	1,079 百万円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	6,144 百万円
減価償却費	△21,440 百万円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△1,923 百万円
退職手当引当金繰入額（増減額）	△333 百万円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△252 百万円
資産除売却損	△812 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>6,898 百万円</u>

④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は8百万円です。

⑤重要な非資金取引

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 543 百万円

## 口注記（全体、連結）

### ■重要な会計方針

会計年度

(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

#### 1 対象範囲

区分	団体名称	連結の方法	比例連結割合	連結対象範囲
一般会計等	一般会計			
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計	全部連結		全体財務 書類
	後期高齢者医療特別会計	全部連結		
	介護保険特別会計	全部連結		
第三セクター等	(公財) 大田区文化振興協会	全部連結		連結財務 書類
	(公財) 大田区産業振興協会	全部連結		
	(公財) 大田区体育協会	全部連結		
	(一財) 大田区環境公社	全部連結		
	(一財) 国際都市おおた協会	全部連結		
	大田区土地開発公社	全部連結		
	株式会社大田まちづくり公社	全部連結		
一部事務組合・広域連合	特別区人事・厚生事務組合	比例連結	4.71%	
	東京二十三区清掃一部事務組合	比例連結	7.26%	
	特別区競馬組合	比例連結	4.35%	
	東京都後期高齢者医療広域連合	比例連結	5.46%	
	臨海部広域斎場組合	比例連結	55.48%	

①地方三公社は、全部連結の対象としています。

②第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。

③一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

#### 2 連結財務書類作成における基本的事項

連結対象団体の財務書類は、固有の会計基準等で作成されているため、「統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成 27 年 1 月）」を参考に、必要な表示科目の読み替えを行いました。

#### 3 連結相殺消去

連結の対象となる会計及び法人間で行われている、以下の内部取引は相殺消去します。

- ・投資・資本の残高
- ・貸付金・借入金等の債権債務の残高
- ・補助金支出・補助金収入、委託料支出・委託料収入の取引高
- ・会計間の繰入・繰出の取引高

**4 連結対象団体（会計）の決算日**

一般会計等との差異はありません。

**5 消費税等の会計処理**

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体については、税抜方式によっています。

**■追加情報**

①地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間を設けている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって会計年度末の係数としています。

なお、出納整理期間がある会計（一般会計など）と連結対象との間における出納整理期間中の取り引きは、原則として入出金を取り込んでいます。